

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月1日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 出川 昌人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03-6703-4935

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 iシェアーズ JPX日経400 ETF

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間：1,000億円を上限とします。
継続申込期間：10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所
(所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月6日付をもって提出した有価証券届出書の内容の一部に変更がありましたので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

2【訂正の内容】

原有価証券届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

第一部 【証券情報】

<訂正前>

(4)【発行（売出）価格】

当初申込期間：

1口当たり、設定日（平成26年12月1日）の前営業日（平成26年11月28日）のJPX日経インデックス400（以下「JPX日経400」といいます。）の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。

継続申込期間：取得申込日の基準価額とします。

取得申込日の午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる指定参加者^{*}所定の事務手続きが完了したものを当該取得申込日の受付分とします。

*「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込みおよび交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

<基準価額の照会先>

日々の基準価額は、指定参加者にお問合せいただくか、または委託会社への電話により知ることが出来ます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

インターネットホームページ：www.blackrock.com/jp/

<訂正後>

(4)【発行（売出）価格】

当初申込期間：

1口当たり、12,836円とします。

継続申込期間：取得申込日の基準価額とします。

取得申込日の午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる指定参加者^{*}所定の事務手続きが完了したものを当該取得申込日の受付分とします。

*「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込みおよび交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

<基準価額の照会先>

日々の基準価額は、指定参加者にお問合せいただくか、または委託会社への電話により知ることが出来ます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

インターネットホームページ：www.blackrock.com/jp/

第二部 【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

<訂正前>

(5)【投資制限】

～ （省略）

— 同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の株式への信託財産の純資産総額に対する投資割合に制限を設けません。

— デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第29条）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

、 （省略）

<訂正後>

(5)【投資制限】

～ （省略）

— デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第29条）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

— 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第29条の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

、 （省略）

第三部 【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2) 指定参加者

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
ドイツ証券株式会社	72,728	
U B S 証券株式会社	46,450	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,500	
パークレイズ証券株式会社	32,945	
B N P パリバ証券株式会社	102,025	
大和証券株式会社	100,000	
J P モルガン証券株式会社	50,275	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
モルガン・スタンレーM U F G 証券株式会社	62,149	
野村証券株式会社	10,000	
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
シティグループ証券株式会社	96,307	